

答弁書第四七号

内閣参質一八五第四七号

平成二十五年十一月十五日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員大野元裕君提出沖縄県における米軍ヘリ墜落事故とその対処に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大野元裕君提出沖縄県における米軍ヘリ墜落事故とその対処に関する質問に対する答弁書
一及び二について

第一報については、本年八月五日午後四時四十五分頃、内閣官房沖縄危機管理官から内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付に対し、ヘリコプターがキャンプ・ハンセン内に緊急着陸した模様であり、詳細を確認中である旨が電話で伝えられた。これ以降、内閣官房沖縄危機管理官や関係省庁から、累次にわたり、内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付に対し、電話、ファクシミリ等により、米軍施設及び区域外への被害は確認されていない、炎上中のヘリコプターの消火活動及び搜索救助活動を実施している、負傷者は三名、残りの搭乗員については確認中であるといった内容の連絡があった。

三について

本年八月五日午後五時頃、在京米国大使館から外務省北米局日米地位協定室に対し、キャンプ・ハンセン内において嘉手納飛行場に配備されているHH-60ヘリコプターが落ち、機体から煙が出ているとの旨が電話で伝えられた。

四について

本年八月五日午後四時三十八分頃、在沖繩米海兵隊から沖繩防衛局に対し、キャンプ・ハンセン内に米軍のヘリコプターが墜落したとの情報について調査中である旨が電話で伝えられ、これ以降、在沖繩米軍から累次にわたり連絡を受け、同日午後五時五十八分頃、在沖繩米空軍から、米空軍所属のHH-60ヘリコプターが墜落したことは事実である旨が電話で伝えられた。

五について

警察では、沖縄県警察において、山の方から煙が上がっている旨の目撃者からの一一〇番通報を本年八月五日午後四時七分頃に受けたことを端緒として御指摘の事故を認知したものである。

また、消防では、金武地区消防衛生組合消防本部において、山の方で黒煙が上がっている旨の目撃者からの一一九番通報を同日午後四時十二分頃に受けたことを端緒として当該事故を認知したものである。

六について

お尋ねの「安全面の最大限の配慮」とは、御指摘の事故に関する原因究明、日本側との迅速な情報共有、再発防止及び墜落した事故機と同型機の当面の飛行運用の停止といった措置を採り、安全確保に万全を期することを意味するものである。

七について

国土交通省大阪航空局那覇空港事務所が、本年八月六日に米軍が発した事故現場上空を中心とする飛行規制に関する情報を、米国防省のホームページにおいて同日確認した。同日から同月七日にかけて、同事務所は、米空軍第十八運用支援中隊飛行場運用小隊に対して、当該飛行規制の範囲を縮小すること等及び米軍が民間航空機の飛行規制を必要とする場合には外務省を通じて調整を行うことについて申し入れるとともに、同日以降は、国土交通省本省から外務省を通じて在日米軍司令部に対しても、同省を通じて調整を行うよう改めて申し入れた。これらの申入れに関する日米間のやり取りの詳細について明らかにすることは、米国との関係もあり、差し控えたい。

